

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「補助率」を「補助金の額」に改め、同条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「補助率」を「額」に、「2分の1以内」を「全額」に改める。

別記第1号様式中

事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳（見込み）			
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (A)の対象者除く。	その他
学校給食費会計	円	円	円	円	円

を

事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳（見込み）		
		市補助金	要保護	その他
学校給食費会計	円	円	円	円

に改める。

別記第3号様式中

事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳			
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (A)の対象者除く。	その他
学校給食費会計	円	円	円	円	円

を

事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳		
		市補助金	要保護	その他
学校給食費会計	円	円	円	円

に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。